

R4.12.28 札幌らしいコミュニティ・スクールの在り方検討会議 資料2
札幌らしいコミュニティ・スクールの在り方検討委員会設置要項
(令和4年11月18日 教育長決裁)

(目的)

第1条 札幌市が導入するコミュニティ・スクールで担うべき役割やあるべき仕組みなどについて意見を聴取するため、「札幌らしいコミュニティ・スクールの在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

(組織等)

第2条 検討委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、有識者その他学校関係者など教育長が適当と認める者とし、教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年7月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選とする。

2 委員長は、検討委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(謝礼等)

第6条 委員に対して、検討委員会1回の出席（オンラインによるリモート参加含む）または先進事例視察1日（移動日のみの日を除く）の実施につき謝礼として12,500円を支給する。ただし、札幌市職員は無報酬とする。

2 先進事例視察に係る旅費については、札幌市職員等の旅費に関する条例第3条第4項に基づき費用弁償を行う。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、札幌市教育委員会学校教育部教育課程担当課に置き、学校教育部長を事務局長とする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、学校教育部長が決定する。

附 則

1 この要項は、令和4年11月18日から施行する。

附 則

- この要項は 令和4年11月22日から施行する。